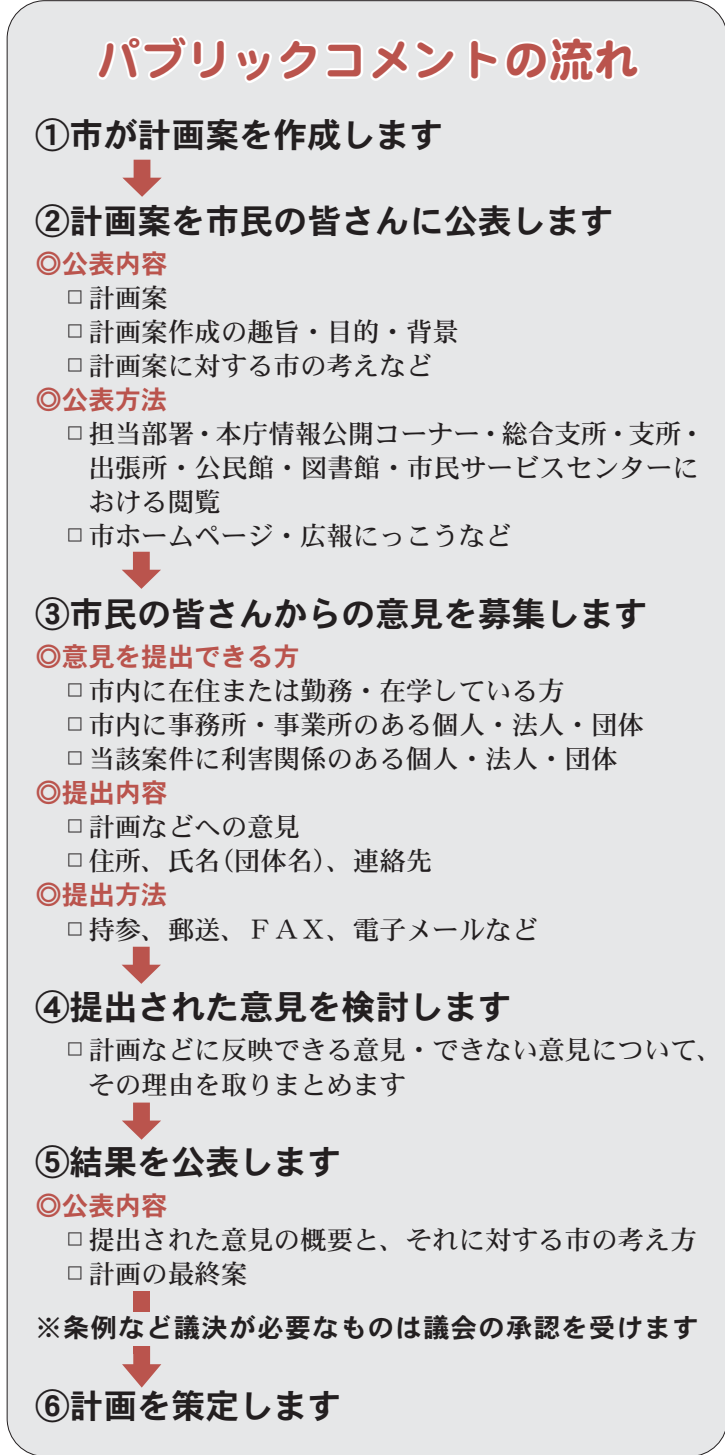


皆さんの意見を募集します パブリックコメント



市では、「(仮称)日光市配偶者からの暴力対策基本計画」「(仮)日光市次世代育成支援地域行動計画後期計画」「日光市環境基本計画」「日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の4つの計画の策定に向けて現在検討しています。これに伴い、4つの計画(案)を公表し、皆さんから広く意見を募集するパブリックコメントを実施します。そこで今回、パブリックコメントの概要と併せて、各計画の主な内容を紹介いたします。



日光市が目指す、市民との協働のまちづくりを推進するためには、市が各種の計画などを決定する際に、できる限り情報を開示し、皆さんと情報を共有しなければなりません。また同時に、皆さんの意見などを的確に反映していく仕組みを持たなければなりません。そのため手段の一つがパブリックコメントであり、「市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民から提出された意見を考慮して最終的に決定する。また、提出された意見などの概要とそれに対する市の考えを公表する」という一連の手続きのことをいいます(上図参照)。今回は、次の4つの計画について、パブリックコメントを実施しますので、皆さんの意見をお寄せください。

▽(仮称)日光市配偶者からの暴力対策基本計画(原案)

市では、日光市男女共同参画推進条例および男女共同参画プラン日光の基本理念の一つに、「男女の性別に起因した暴力の根絶」を掲げ、取り組みを行っています。

画(原案のみ)

※各施設の開設日・開設時間

○市ホームページ

意見を提出できる方

○市内に在住または通勤・通学している方

○市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体

○当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

意見の提出方法

意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・Eメール・市ホームページ提出フォームのいずれかで提出する。

※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。

※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

提出意見の取り扱い

○提出していただいたご意見は、計画策定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。

○個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。

○意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の内容(住所・氏名など)は公表しません。

の尊厳を重視し、対等平等の考えに基づいて、市民と事業者、社会福祉協議会、行政の協働による「市民が安心して生活できる思いやりのある元気な地域づくり」を実現するために策定します。

公表資料

日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画(原案)

資料の閲覧及び意見の提出期間

12月18日(金)～1月18日(月) ※必着
担当部署(提出先)及びくわしくは
〒321-1292 今市本町1番地
高齢福祉課 高齢福祉係(本庁舎1階)
☎(21)5100・FAX(21)5105
Eメール kourei-fukushi@city.nikko.lg.jp

◆◆◆各意見募集に共通の項目

資料の閲覧場所及び開設時間

○各担当部署

○情報公開コーナー(本庁舎2階)

○各総合支所市民福祉課・支所・出張所

※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く日の午前8時30分～午後5時30分

○各公民館・図書館

○市民サービスセンター

○女性サポートセンター(仮称)日光市配偶者からの暴力対策基本計画

▽日光市環境基本計画(原案)

この計画では、豊かな自然環境をはじめ、世界遺産や歴史文化遺産、数多くの温泉などに恵まれた日光市にふさわしい環境づくりの目標を設定します。これに基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

公表資料

日光市環境基本計画(原案)

資料の閲覧及び意見の提出期間

12月18日(金)～1月18日(月) ※必着
担当部署(提出先)及びくわしくは
〒321-1292 今市本町1番地
環境課 環境政策係(本庁舎4庁舎1階)
☎(21)5152・FAX(21)2089
Eメール kankou@city.nikko.lg.jp

▽日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画(原案)

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、個人

パブリックコメントの流れ

- ①市が計画案を作成します
- ②計画案を市民の皆さんに公表します
 - ◎公表内容
 - 計画案
 - 計画案作成の趣旨・目的・背景
 - 計画案に対する市の考えなど
 - ◎公表方法
 - 担当部署・本庁情報公開コーナー・総合支所・支所・出張所・公民館・図書館・市民サービスセンターにおける閲覧
 - 市ホームページ・広報にっこうなど
- ③市民の皆さんからの意見を募集します
 - ◎意見を提出できる方
 - 市内に在住または勤務・在学している方
 - 市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
 - 当該案件に利害関係のある個人・法人・団体
 - ◎提出内容
 - 計画などへの意見
 - 住所、氏名(団体名)、連絡先
 - ◎提出方法
 - 持参、郵送、FAX、電子メールなど
- ④提出された意見を検討します
 - 計画などに反映できる意見・できない意見について、その理由を取りまとめます
- ⑤結果を公表します
 - ◎公表内容
 - 提出された意見の概要と、それに対する市の考え方
 - 計画の最終案
 - ※条例など議決が必要なものは議会の承認を受けます
- ⑥計画を策定します

これに伴い、配偶者からの暴力の防止や緊急時の被害者の安全確保、被害者の自立支援などの施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

公表資料

(仮称)日光市配偶者からの暴力対策基本計画(原案)

資料の閲覧及び意見の提出期間

12月4日(金)～1月5日(火) ※必着
担当部署(提出先)及びくわしくは
〒321-1292 今市本町1番地
人権・男女共同参画課 男女共同参画推進係(本庁舎1階)
☎(21)5148・FAX(21)5105
Eメール jinken-danjo@city.nikko.lg.jp

▽(仮)日光市次世代育成支援地域行動計画後期計画(原案)

この計画は、市のあらゆる分野での子育て支援策の展開や子どもを産み育てやすいまちづくりを推進するための指針となるものです。計画期間の平成22年度から26年度までに実施する具体的な施策(事業)を計画的に推進するために策定します。

公表資料

(仮)日光市次世代育成支援地域行動計画後期計画(原案)

資料の閲覧及び意見の提出期間

12月14日(月)～1月12日(火) ※必着